

下水道に関するお問い合わせ先

※祝日・年末年始は休業

高松市	下水道のトラブル ●排水が流れない ●下水のマンホール蓋の破損	下水道整備課 下水道維持係 ☎ 839-2771	受付時間： 月曜～金曜(※) 8:30～17:15
	宅地内の下水道設備工事のご相談	下水道業務課 排水設備係 ☎ 839-2716	
	宅地内の浄化槽に関するご相談	下水道業務課 生活排水係 ☎ 839-2720	
	私道への下水道本管整備のご相談	下水道整備課 工務第一・第二係 ☎ 839-2771	

水道に関するお問い合わせ先

※祝日・年末年始は休業

香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター	各種手続き・お問い合わせ ●使用開始・中止 ●支払方法	お客さまセンター ☎ 839-2731	受付時間： 月曜～金曜(※) 8:30～17:15
	水道のトラブル ●水が出ない・濁る ●道路での水漏れ	水道整備課 ☎ 839-2761	
	検針・料金のお支払い	料金センター ☎ 839-2781	受付時間： 月曜～土曜(※) 8:30～17:15



悪質業者にご注意を!

職員や委託業者などを装い、「無料点検」や「清掃の業務」と言って作業し、後に高額な料金を請求する悪質な事件が発生しています。高松市では訪問販売や依頼のない工事は、一切行っていません。悪質業者にはくれぐれもご注意ください。

不審に思ったら

職員は職員証を携帯しています。提示しない場合はご連絡を!

下水道業務課
☎ **839-2717**

契約後に気づき困ったら

クーリングオフ制度があります。詳しくは、右の相談窓口までご相談ください。

香川県消費生活センター
☎ **833-0999**
高松市消費生活センター
☎ **839-2066**



高松市都市整備局下水道部

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎
ホームページ <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/jogesuido/index.html>
Eメールアドレス gesuikiei@city.takamatsu.lg.jp



下水道のしおり



下水道の役割やしくみ、ご使用時の注意点、浄化槽に関することなどを、わかりやすく紹介しています。お手元に置いてご活用ください。





下水道のしくみ

下水道が整備されている地域では“下水道”が、整備されていない地域では“浄化槽”で、生活排水を処理しています。

下水道の役割

下水道の役割は、生活排水対策だけではなく、

1 快適な生活

水洗トイレへの切り換えができ、悪臭のない快適な暮らしが実現します。

3 きれいな街

悪臭や蚊・ハエなどの発生を防ぎ、街の美化とともに伝染病も防ぎます。

2 安全な街

大雨や台風時には、雨水を下水道管に集めて川へ放流し、浸水被害を少なくします。

4 美しい自然

下水処理場できれいな水に戻し、海の水質保全や美しい自然を守ります。

ご家庭の下水道のしくみはこうなっています。

台所や風呂、トイレなどの生活排水は、地域によって排水処理の方法が違い、しくみや管理責任も違ってきます。皆さんのご家庭はどちらに当てはまるか確かめてみましょう。

公共下水道の場合

下水道が整備されている家

合併処理浄化槽の場合

下水道が整備されていない家



区分	排水設備 (排水口から最終ますまで)	汚水管	区分	排水設備・浄化槽 (排水口から水路などに放流するまで)
所有・維持管理	使用者 (建物の所有者など)	高松市	所有・維持管理	使用者 (建物の所有者など)
排水管理			排水管理	

下水道の管理区分

下水道は設備によって所有・維持管理区分が違います。排水設備の維持管理をお願いします。

排水口から流れた水が通る排水管・宅内ます・最終ますなどの排水設備は、使用者の所有物であり財産です。維持管理や修繕・工事は、使用者が行うことになっていますので、定期的に点検を行いましょ。また、汚水管などの公共下水道は、高松市が維持管理を行っています。

排水処理には「下水道」と「浄化槽」があります。
【下水道が整備されている家は】
下水道
生活排水は、下水道管(汚水管)を通して下水処理場に集められ、きれいな水にして海に流します。

【下水道が整備されていない家は】
浄化槽
各ご家庭に設置された浄化槽が、微生物の働きで生活排水をきれいにし、川や水路に流します。
※下水道が整備された場合は、3カ月以内に公共下水道への接続をしましょう。

浄化槽設置者には、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。(詳しくは「浄化槽の適正な管理」をご覧ください)



貸付制度
があります
【水洗便所改造
資金貸付制度】

くみ取便所・浄化槽から下水道へ接続する場合、またはくみ取便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合にご利用ください。

お問い合わせ 下水道業務課 生活排水係
合合わせは ☎ 839-2720



ご使用時の注意

使い方によっては、トラブルの原因になります。
使用上の注意を守り、設備の点検・管理を実践しましょう。

下水道や浄化槽には、流してはいけないものがあります。

下水道や浄化槽は万能ではありません。油やゴミをそのまま流すと、詰まりや故障の原因になります。毎日の生活の中で、きちんと守っていきましょう。

調理くずや残飯は回収!

調理くずや残飯を流すと、下水道管や浄化槽に負担をかけることになります。きちんと回収して流さないようにしてください。



油類は流さない!

油類は、下水道管の詰まりの原因になります。食器の油は古紙でふき取ってください。



ガソリン・シンナー類は流すと危険!

ガソリン・シンナー類は、下水道管内で爆発する危険性があります。絶対に流さないでください。



強力洗剤は不向き!

強い酸性やアルカリ性、塩素系の洗剤を使うと、下水道管を傷めてしまいます。適剤・適量を使うようにしてください。



水に溶けない紙や布はダメ!

トイレにティッシュペーパー、新聞紙、おむつなど、水に溶けないものを流すと、配管の詰まりや故障の原因になります。溶けない紙や布は、燃えるゴミなどとして処分してください。



道路の側溝にゴミを捨てない!

道路の側溝にゴミがたまると雨水が流れず、道路にあふれてしまいます。ゴミを捨てないのはもちろん、落ち葉などが側溝にたまらないようにしてください。



排水設備の点検・管理について

排水設備は、快適な暮らしを支える大切なものです。詰まりを防ぐために、定期的な点検・清掃をしましょう。

宅内ますを清潔に

生活排水はいったん宅内ますに集められ下水道管に流れます

点検のポイント

- ポイント1** 宅内ますの臭いが気になるかどうかを調べてください。
- ポイント2** ふたをドライバーなどで開け、排水の流れが滞っていないかどうか確かめてください。

清掃の仕方 半年に1回程度、清掃しましょう。

- 宅内ますを開け、ゴミや異物を取り除く。
- バケツやホースなどで水を勢よく流し込む。
- 洗車ブラシなどに家庭用洗剤をつけて汚れを落とす。

ご注意ください
下水道管の近くに木を植えないようにしましょう。

下水道管のそばに樹木などを植えると、根が管内まで伸び、さらに根が肥大すると、管の継ぎ目を広げてしまい、破損や詰まりの原因になりかねません。



宅内ますなどの排水設備についてのお問い合わせは 下水道業務課 排水設備係 ☎ 839-2716



排水が詰まったときは

ラバーカップなどで詰まりを解消してみましょう。
解消しない場合は、最終ます^{*}の中を確認しましょう。

きれい

排水でいっぱい

▲ラバーカップ

排水口から最終ますまでの間で、排水が詰まっている可能性があります。宅内ますの掃除を行い、解消しなければお近くの清掃業者が指定工事店または高松市上下水道工業協同組合へご相談ください。

※費用は使用者の負担となります。

高松市上下水道工業協同組合
☎ 831-5634



指定工事店はこちら

最終ますから污水管までの間で、排水が詰まっている可能性がありますので、ご連絡ください。

下水道整備課
☎ 839-2771

※最終ますについては、「下水道のしくみ」をご覧ください。



下水道使用料について

下水道使用料は、使用水量によって変わります。

水道の使用水量と同じ量を、汚水排除量(下水道に流した汚水の水量)とみなします。

2ヵ月につき
(税抜)*1

適用区分*2	1m ³	2~16m ³	17~26m ³	27~40m ³	41~100m ³	101~1,000m ³	1,001m ³ 以上
	定額		汚水排除量 1m ³ につき				
一般	929円	1,858円	109円	115円	161円	201円	235円

*1 汚水排除量より算出した額に消費税などを加えた金額が下水道使用料になります。
 *2 湯屋業については、一般とは別に定めがあります。
 ※ 井戸水等を使用する場合の汚水排除量は、水道の使用水量に井戸水等分を加え、算出します。



水の上手な使い方

水は限りある資源。だからこそ家計にも環境にもやさしい使い方をしましょう。



雨水の利用にチャレンジ

雨水利用の3つの効果

- 【わが家の水源をつくる】
雨水をためておけば、断水などいざという時に大活躍します。
- 【洪水や浸水を防止する】
雨水が水路などに一気に流れるのを防ぎ、都市型の洪水・浸水対策に役立ちます。
- 【災害時に対応する】
火事の初期消火や、災害などで断水した場合に生活用水・雑用水として利用できます。

Q1 雨の少ない高松市でも雨水貯留はできますか？

問題なくご利用いただけます。
 雨の少ない高松市でも年間1,000mm以上の降水量があります。少しの雨でも、溜まれば立派な水資源です。



Q2 雨水利用のための助成制度はありますか？

主に3つの助成制度があります。ご活用ください。



- 雨水利用促進助成
【小規模施設】
100L以上1,000L未満の市販の雨水貯留施設を購入し、設置する場合に利用できる制度です。ただし、単体で100L未満の連結式は対象外です。
【中・大規模施設】
1,000L以上で、雨水利用の配管、ポンプその他の設備が備わった雨水貯留施設を設置する場合に利用できる制度です。
- 浄化槽転用雨水貯留施設改造助成
公共下水道への接続時に、それまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設に改造する際に利用できる制度です。
- 雨水浸透施設設置費助成
雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますや雨水浸透トレンチを設置する場合に利用できる制度です。

お問い合わせ 下水道業務課 生活排水係
 ☎ 839-2720



浄化槽の適正な管理

浄化槽は適正な管理により、その機能を発揮できます。

浄化槽の管理義務 定期的な管理で、快適なライフラインを保ちましょう

下水道が整備されていない地域で利用されている浄化槽。もし、浄化槽が機能しなくなったら、生活排水が処理されず地域の水環境が汚染されてしまいます。いつも快適な暮らしが送れるように、設置者は次の3つの義務を守りましょう。また、浄化槽の使用開始や中止(廃止)、使用者が変更になるときは、下記までご連絡ください。

- 1 保守点検**
浄化槽を正しく機能させるため、本体や内部装置、付属部品の点検・修理などのメンテナンスを行います。
- 2 清掃**
浄化槽内の汚泥・汚物・異物など、処理機能の支障になるものを取り除きます。
- 3 法定検査(年1回)**
保守点検・清掃が正しく行われているかどうか、放流する水の水質が適正かどうかなどを検査します。

この3つの義務は、浄化槽法で定められています。
 それぞれの作業は、県や市の許可を受けた業者などに委託して実施しましょう。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。 補助制度があります

単独処理浄化槽は、し尿だけを処理する設備のため、その他の生活排水はそのまま川へ流れ、水質を悪化させる原因になっています。現在、市内には多くの単独処理浄化槽が残されていることから、全ての生活排水を処理する合併処理浄化槽への転換をお願いしています。

下水道事業計画区域外で合併処理浄化槽へ転換する場合は、補助が受けられます。
 ※ 補助を受けるには条件があります。

浄化槽・補助金についてのお問い合わせは 下水道業務課 生活排水係 ☎ 839-2720